

4 パーミル・イニシアチブ農産物プロモーション業務仕様書

1 業務名

4 パーミル・イニシアチブ農産物プロモーション業務委託

2 業務実施期間

契約締結の日から令和4年11月30日（水）まで

3 目的

山梨県は、令和2年4月に都道府県として初めて、4パーミル・イニシアチブ（土壌中の炭素貯留により大気中の二酸化炭素濃度を低減し、地球温暖化を抑制する国際的な取り組み）に参画し、果樹王国やまなしの特徴を活かし、ブドウやモモの果樹園等で発生する剪定枝を炭にして土壌中に貯留するなどの取り組みを行っている。

令和3年5月に本県独自の認証制度を創設し、認証取得した農産物を4パーミル・イニシアチブ農産物（以下、「認証農産物」という。）として、消費者への認知度向上に取り組み、ブランド力を強化する必要がある。

このため、消費者（特に、環境問題に感心の高いエシカル消費層を主なターゲットとして）への認知度向上のためのプロモーションを実施することにより、認証農産物のブランド力の強化を図るとともに、認証農産物の販売促進を図ることを目的とする。

4 業務の内容

受託事業者は、次に掲げる（1）、（2）及び（3）の項目について山梨県と協議の上、委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託事業者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、山梨県の指示するものについては契約書（仕様書）に追記する。

（1）エシカル消費層への店頭プロモーションの実施

受託事業者は、環境問題に感心の高いエシカル消費層（以下、「エシカル層」という。）を主なターゲットとして、店舗店頭において認証農産物のプロモーション（以下、「フェア」という。）に関する次の業務を実施すること。

- ① 県の指定する青果物卸売市場と調整して、エシカル層にアプローチ可能な5件以上の小売店（実店舗に限る。）に対して、山梨県の4パーミル・イニシアチブの取り組みや認証農産物等について説明した上で、認証農産物に対する意見聴取等を行うヒアリングを実施し、店舗におけるプロモーションの同意が得られた3件以上の店舗において、フェアを実施すること。ただし、小売店を選定する際は、事前に県の承諾を得ること。
- ② 露地栽培のモモ及びブドウ（シャインマスカット）の出荷時期に合わせて、土曜日及び日曜日（祝日を含む）を含むそれぞれ7日間の期間を設けてフェアを実施すること。フェア実施期間については、毎日又は隔日を問わないが、原則として、毎日実施できるよう店舗と調整すること。
- ③ フェア期間中の土曜日及び日曜日については、県の4パーミル・イニシアチブの取り組みや認証農産物等を説明できる者を店頭に設置し、フェア実施店舗に来店した消費者に対して当該取り組みや当該農産物の説明をさせること。
- ④ フェア実施期間中、フェア実施店舗において消費者を対象とするアンケート調査を実施すること。アンケート調査実施に当たっては、事前に県と設定するアンケート調査項目を協議し、県の承諾を得た上で実施すること。
- ⑤ フェア実施に当たり、フェア周知のための実施店舗名、店舗住所、フェア期間等を公開することについて、店舗の店長等の責任を有する者から予め承諾を得ること。
- ⑥ フェア実施店舗の店長等の責任を有する者やフェア実施店舗に来店した消費者から肖像権等の承諾を得た上で、消費者と認証農産物が写っているフェア実施の様子を写真撮影し、撮影した写真の画像データを県に納品し、県が県のホームページ等で周知できるようにすること。また、フェア実施店舗の店長等の責任を有する者から、フェア実施店舗への取材の承諾を得ること。
- ⑦ 4（1）②において使用するため、山梨県の4パーミル・イニシアチブの取り組みや認証農産物のコンセプト、ターゲット層（エシカル層）等について、小売店等に説明するための資料を作成すること。
- ⑧ 小売店に対するヒアリング実施結果、店舗でのフェア、消費者へのアンケート結果等から把握された情報を分析し、解決すべき課題や今後の認証農産物のブランド強化に必要な事項を明らかにし、報告すること。

(2) WEB広告の掲載

受託事業者は、4(1)の実施時期に合わせて、WEB広告に県が用意する動画広告を次のとおり掲載する。

- ① WEB広告実施媒体は、動画共有サイト「YouTube」(URL: <https://www.youtube.com/>)とし、YouTubeのインストリーム広告に掲載すること。
- ② WEB広告実施時期及び実施期間は、フェア実施前にそれぞれ2か月以上の期間を設け、広告を掲載すること。
- ③ 広告掲載に当たってはエシカル層に効果的・効率的にアプローチ可能となるよう、アフィニティカテゴリを設定すること。
- ④ 動画広告の課金対象視聴回数を通算して200,000回以上となるよう工夫すること。また、課金対象視聴回数及び課金対象視聴回数に満たないものはその回数を県に報告すること。
- ⑤ WEB広告から、県ホームページ「おいしい未来へ やまなし」(URL <https://www.pref.yamanashi.jp/oishii-mirai/>) (以下、「県のウェブサイト」という。)の中に県が設置するフェアを周知するページにアクセスできるようWEB広告を設定すること。また、WEB広告を通じて県のウェブサイトにアクセスした数を報告すること。

(3) 販売促進資材の制作

受託事業者は、県と協議の上、フェア実施に必要な販売促進資材を制作し、フェア実施店舗で使用すること。

(4) 納品

受託事業者は、次の書面及び電子データを保存したCD-ROM若しくはDVD-ROMを令和4年11月30日(水)までに納品すること。

- ① 4(1)から(3)により得られた結果をまとめた書面をMicrosoft Officeのword若しくはExcelにより作成し電子データとしてCD-ROM若しくはDVD-ROMに収録すること。
- ② 委託業務により得られた結果の概要をA4版10ページ程度にまとめた書面をMicrosoft OfficeのPower Pointで作成し電子データとしてCD-ROM若しくはDVD-ROMに収録すること。

5 事業成果の取扱

(1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託業務の成果を記載した業務完了報告書を県に提出するものとする。

(2) 事業成果の帰属等

- ① 委託業務により受託事業者が制作した著作物の著作権、意匠登録を受ける権利及び商標登録を受ける権利は、県に帰属するものとする。
- ② 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

6 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (6) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (7) 受託事業者は、県が必要と認めるときは、委託事業により制作した成果物を随時県に提供するものとする。

7 その他事項

(1) 再委託について

県の承諾を得たものを除き、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

(2) 仕様書の変更について

受託事業者は、委託業務の目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について県と協議し変更することができるものとする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うものとする。

(4) 紛争処理

委託業務に関して紛争が生じた場合には、受託事業者の責任において処理するものとする。